

三 フランスの成人教育制度の特色

手塚 武彦

(国立教育研究所)

1 生涯教育における成人教育の位置づけ

成人の学習の要求の領域としては、生活に直接結びついたものから一般教養・趣味に関するものにまで多方面にわたるものがあげられる。例えば、市民としての生活、家事、子どもの保育・教育、職業技術や資格に関するもの、知識・教養、芸能・趣味、健康・体力などである。本稿では、フランスにおける成人教育の特色を、その職業資格に関わり深い領域に焦点をあてて述べようとするものである。

フランスでは、日本におけるような「社会教育」という用語はなく、成人教育 (éducation des adultes) は、民衆教育 (éducation populaire) とか、学校後教育 (éducation post-scolaire) とかの用語のもとで扱われてきた。当然長い歴史を持っているが、最近は生涯教育——フランスでは永久教育 (éducation permanente)⁽¹⁾、そして、社会教育の対象の年齢層によって、青少年教育とか成人教育とかいわれるのである。なお、当面問題となりつつある老人(年)教育の領域のものはまだはっきりとした形はとっていない。

フランスの成人教育は、職業技術教育に含まれるもの、成人講座等教養普及として行われるもの、スポーツ・余暇善用の活動などに大別される形で行われている。いずれにしても、国民個々の教養の向上をはかることによって

国全体の文化的水準を上げようとするものであり、私人による自主的活動を基本としているが、これらへの財政的援助や指導者の養成などを通じて国として非常に大きい役割を果たしてきた。⁽²⁾

第二次大戦後、フランスだけでなくヨーロッパ諸国の教育改革の基本的原理とされたランジュヴァン・ワロン改革案（1947年）は、多くの原則をかかげたが、そのなかで社会的正義の原則に基づいて、すべての市民に対して「生涯を通じて、知的、審美的、職業的、公民的、道徳的教養の発達を続ける可能性を与える」（第7章より）ものとして民衆教育を構想した。従来の民衆教育がただ単に学校教育の継続ないし補足であると考えられていたのに対して、民衆教育の独自の方法——これを受ける成人の現実的な関心から出発し、彼らの能力を活用すべきである——を提案したが、それは今日の生涯教育にも共通する原則といえる。⁽³⁾

その後、1959年のベルトワン改革をはじめとして、初等教育や中等教育の制度改革やその充実が一段落するとともに、教育改革の主眼が高等教育におかれるようになった。そして、1968年5月の大学紛争を経て同年11月に公布された「高等教育基本法」（いわゆるフォール改革）において、「生涯教育」が次のように位置づけられている。すなわち、「大学は、特に知識普及の新しい方法を活用することによって、あらゆる階層の人々のための、かつあらゆる目的のための生涯教育に協力しなければならない」と、第1条で定めている。

大学が生涯教育により関与しはじめるとともに、学校教育の役割についても再検討がはかられている。学校は、未来の成人をして自己教育を自らの主体的意欲によって達成させることを助けること、すなわち、基礎的学習と職業についての知識と選択能力を保証することに努める。そして、すべてのことを学校に依存するのは不可能であるという考え方から、常に変化する社会環境に適応する手段は生涯教育にゆだねるということになる。生涯教育はそれ自身が目的ではなく、手段にすぎないということである。なによりも学習の意欲と、それを保証する適切な情報と指導の組織化、およびそれ

を担当する専門家としての教員の養成と配置が問題となる。

なお、生涯教育の定義について、1973年11月の「パリ全国討論会」で、「幼児期から死ぬまでの間断ない学校および学校外の教育で、青少年・成人の区別なく、人間の形成と職業生活を送るための訓練とを結び合わせたもの」と結論づけられている⁽⁴⁾。

生涯教育がいかなることを目指し、どのように行われるべきかについては、各種の考え方がありうる。その一つとして、ピエール・アランは、生涯教育の目的を次のようにまとめている⁽⁵⁾。

- (1) 文化の普及により、すべての市民に文明の遺産を十分に享受させ、教養を絶えず豊かにすること。
- (2) 複雑多様な責任を担う現代市民の客観的陶冶。
- (3) あまりにも早期に、あまりにも低い水準で停止させられた一般教育の継続。
- (4) 技術革新に追従できるための補完教育を組織づけること（この補完教育は、あらゆる水準で職業の転換を可能にするものであること）。

また、次のような定め方もある⁽⁶⁾。

- (1) 職業的・市民的・家庭的生活を目指しての「エスプリ」ないし態度を育てること。
- (2) 文化的遺産を育てること。
- (3) 雇用の需要に適合すること。

71年7月に職業教育関係の諸法律、特に「生涯教育における継続職業教育組織法」が出されたが、この法律は、第1条で「生涯職業教育は国の義務である。……継続職業教育は生涯教育の一部をなす。……」と定めている。

つづいて73年2月の政令で「生涯教育発展国営公社」(Agence nationale pour le développement de l'éducation permanente) (A. D. E. P.) が設けられ、文部省の管轄のもと、生涯教育、特に継続職業教育の分野で幅広い助成活動を進めることになったのが注目される。なおこの公社の予算の半分は教育省が支出し、他は大学省、農業省、職業団体などが負担している⁽⁷⁾。

なお、最近ユネスコから生涯教育についての当面の課題をまとめた報告書⁽⁸⁾が刊行された。これは、生涯教育に結合したカリキュラム改革、新しいカリキュラムの試作、カリキュラム構成上の諸問題、社会環境に密着したものにすることに伴う問題などを取り上げている。そして、社会生活への積極的関与と継続的訓練を重視すべきではあるが、課題としては、①社会の需要と個人の期待ないし欲求との間の均衡や、②科学・技術・文化・スポーツなどの発展と関連したカリキュラムの多様な価値の均衡と統合をはかることを挙げている。要するにこれからの教育改革の原則は、地域や国の、そしてさらに国際的な共同体の諸必要に学校や大学を開放することにおくべきだと主張している。

2 職業資格向上のための組織

成人教育の対象となる年齢層の人々が、どのような学校教育段階を修了して社会に出ているかは重要な基礎資料となる。フランスでは1975年現在、中等教育の修了者は約2割にすぎない。これは、バカロレア資格の取得率であり、大学への進学率でもある。また、なんらの資格も学校教育で取得しなかった者は同じく約2割に及んでいる。義務教育は満16歳までの10カ年であり、これを終了することと、学校教育において、なんらかの資格を取得していわゆる卒業することとは関係がないのである。

そこで、学校教育を終えたあとでも、なんらかの資格（特に職業資格）を新たに取得しようとして、現在持っているものより高い資格を取得することを目指した課程の必要性が認められるようになった。すなわち、生涯教育における職業教育の組織化の問題が生じてくるのであるが、これについては、フランス独特の制度がある。

勤労者の資格向上のための教育の考え方は古くからあった。例えば、国立工芸院（Conservatoire National des Arts et Métiers）は1829年以来夜間講座を設け、向上の意欲のある成人に対する教育を行ってきた。しかし、この種の

教育を組織的に構想し、法規に取り上げられるようになったのは第一次大戦後のことである。1919年7月25日付の法律（アスティエ法）は、18歳以下の商工業従事者に3カ年の定時制義務教育を規定し、初めて職業補習講座（*cours professionnel ou de perfectionnement*）の開設に関して詳細に定めている。

夜間講座（*cours du soir*）は、職業技術を習得し、職業を変更し、あるいはみずから向上したいと考える者のため、公私の機関により年齢の差別なく設けられているものである。成人教育修了証（*certificat d'études pour adultes*）、初等証書、バカロレア資格などの普通教育的資格や職業適任証、職業証書、技術者免状、技師免状などの職業教育的資格を受講者はめざすことができる。

成人講座（*cours d'adultes*）は、学校通学者をも含む成人一般を対象とするもので、歴史は古く、1848年には約3千の市町村に設けられていた。1880年代にフランス教育同盟の活動もあって法的にも整備されたが、その後、義務教育の延長や補習教育の定時制義務化など学校教育体制の拡充に伴って、最近では漸次縮小されつつある。設置の権限を持つのは県知事であるが、小学校に置かれることが多く、初等教員の果たす役割が大きい。教育の内容は、初等教育の補充完成、その地方の実情に合う講座、あるいは青年のための特別の講座などである。国は運営費を補助（50%以下）し、市町村は暖房や照明の費用を支弁することになっているが、実際には、市町村や関係団体が財政の負担をすべて負っているようである。

成人の職業訓練講座（*formation professionnelle des adultes*）と呼ばれるものもある。これは、労働省の所管するもので、1936年から主として求職者のための速成養成の施設として設けられてきた。17～35歳の男子を対象とし、6ヶ月間計1,000時間の数学、製図、技術学および実習などを主として教育する。受講者数は毎年約2万人を数えている。

これらを背景として、1959年7月の法律は「社会的昇進」（*プロモシオン・ソシアル*）のための教育の体系を整えた。これは、内容的には「労働上の資格の向上」、ひいては「職場における地位の昇進」を意味する。そのねらい

は、正規の学校教育では希望する職業資格を得られなかった勤労者に対して、各種の職業資格取得のための便宜を提供し、これによって職場における地位の昇進をもたらすところにある。そして、これは、その前年の58年の通達⁽⁹⁾によって、生涯教育の基本的活動分野の一つとして位置づけられている。

労働資格の向上のための教育の仕組みは、その目的とする職業資格の学校教育上の段階から大別すると、つぎの3種に分けられる。このほか、文部省以外の他の官公庁あるいは職業団体、企業体などの授与する資格のめざすもの、さらには、特定の資格の取得を予定しないものなどもあるが、主軸はこの3種の資格取得におかれているのである。

(1) 有資格勤労者（職業適任証（C. A. P.）の所有者）の養成

職業適任証は、義務教育修了者を3カ年教育する職業補導学校（改革により技術教育コレッジと称されることになり、現在は職業教育リセに昇格している）が主としてその受験者を養成しているが、技術の発展、とくに建築や冶金など特定の産業の発展や、産業の地方分散の政策の推進などのため近年著しく需要が増大していること、およびこの所有者がさらに上級の資格所有者の供給源でもあることなどによって、正規の学校教育では必要数を養成しきれないでいる。

このため、勤労者のうちまだこの資格を持っていないがある程度の資質を有している者に対して、この資格を取得させる教育の機会を提供して、勤労者自身の職場における地位の昇進をもたらすとともに、国の発展のための一助としようとするのである。この教育は中等技術教育の公立学校、私立の教育機関、企業体における夜間講座などで行われている。

(2) 中堅技術者（中級技術者免状・特任技術員免状の所有者）の養成

技術者と特任技術員との正確な定義分けは困難であるが、その資格は長期中等技術教育学校の修了者が通例取得するものである。そして前者は、パカローラ資格の技術科の取得者、国立職業学校卒業免状取得者、および中級技術者免状の一種類の取得者であり、後者は職業証書、工業や商業の修業証書などの取得者である。

(3) 上級技術者・技師（それぞれの免状の所有者）の養成

上級技術者は、1957年から設けられた技術高等研究免状、経済高等研究免状、上級技術者免状などの所有者であり、技師は技師免状の所有者である。いずれも、大学や国立技師学校などの高等教育機関で養成⁰⁰されている。

表1に、労働資格の昇進における養成目的の資格水準別分類を表示したが大別すれば、有資格勤労者、技術者、上級技術者・技師の各養成の3種となり、その教育施設は、文部・労働・農林の各省、地方公共団体、大学、専門

表1 プロモーション・ソシアルにおける教育水準の分類

段階別	教育の水準		目的資格の程度	所年(概数) 要数
第一段階	I	労働者、雇用人の初歩的職業訓練	特定の資格なし	1
	II	有資格勤労者の養成	職業適任証 (CAP)	1
	II bis	とくに高い資格の勤労者の養成		
第二段階	III	特任技術員、組長などの養成	特任技術員証書 (DATB) 職業証書 (BP) 中等技術教育修了証書 (BEI,BEC)	3
	IV	技術者、中堅職員の養成	技術者免状 (DTB) 技術科のバカロレア資格 (Bac. T.)	3
第三段階	IV bis	準備課程	学部入試受験の準備 国立工芸院 (CNAM) の専門課程への準備	1 ~ 2 1
	V	上級技術者の養成	高等教育の証書 (CES)	2
			上級技術者免状 (DTSB)	3
			技術高等研究免状 (DEST)	3
	VI	技師の養成	経済 " (DESE)	3
			技師免状 (DI)	3 ~ 6

(1959.7.31法律, 1959.12.22通達, 1962.7.10省令, 「La Promotion Sociale (SEVPEN)」による)

学校、技術教育諸学校、私立学校、企業体、企業団体、職業組合などの設ける学級、学科、講座、通信教育などがあるわけである。

これらの教育施設を利用する受講者の問題をみると、まず、その主たる対象は当然勤労青少年層であるが、フランスでは単に勤労者 (travailleur) として表現し、年齢による区別には重きを置いていない。

共通していることは、大多数が何らかの理由で学業を続け得なかった者であり、学校通学者と違って、学業と他の生活との均衡をはかりながら、所期の目的達成のために「苦学」を行っていることである。受講者には、時間と労力と経費の問題、とくに家庭生活との関連をめぐる問題があるのである。

この受講者の問題のほか、「労働資格の昇進」の教育の仕組みを改善し発展させるために、これまでの実情から検討すべき課題として出されていることがらをまとめてみる。

- ① 養成教育の修了資格は大学等公けの機関が授与するが、地位の昇進を行うのは企業等雇用主の方であり、受講者が取得した資格を企業側が十分に尊重するように両者間の有機的関連が必要である。
- ② この種の教育の仕組みのあることの周知が不十分のため志望者が少ない。また、限られた時間内に水準の高い教育を受けるため授業量が多く、完全修了者の数がかなり減る。受講者が専心して課程履修に当たりうるような措置が必要であり、そしてこのことを十分に宣伝することが必要である。
- ③ 教育内容が狭く専門の理科的方面にかたより、人文科学的教養の比率が低い。労働資格の昇進のためには一般教養は重要な要素であるにもかかわらず、不十分な一般教養のため科学技術教育自体にも障害となることが多いのである。
- ④ 施設設備や教育担当者は既存の学校組織のものを利用することで間に合うとしても、その運営費や受講者への財政的援助など財政面の特別の配慮が必要である。
- ⑤ 多種多様な形態によってこの教育の仕組みが構成されているのである

が、それぞれがあまりに相互的関連がないのでは非能率的である。これらの教育施設間で受講者が転学できるような調整が望まれている。

表2 国の機関の補助を受けるプロモション・ソシアルと継続教育の受講者
1978

種 別	在 籍 者 数	修 了 者 数
成人職業訓練	104,000	64,000
全国雇用基金	10,000	10,000
雇用協定	69,000	36,000
国立工芸院	34,000	8,000
国立通信教育センター	121,000	61,000
プロモション・ソシアル	424,000	240,000
雇用契約基金	124,000	68,000
海外特別契約	14,000	8,000
集団活動	18,000	18,000
遠隔教育	33,000	18,000
青少年活動	42,000	32,000
計	993,000	563,000

(Tableaux, 1980, p.483)

義務教育年限（6～16歳の10カ年）を終えて社会に出るとき、一定の職業訓練を身につけないまま職業生活に就こうとする青少年の数がフランスで増加の傾向がある。すなわち、1978年には約10万人（16歳の人口は約85万人）に及んでいる。

さらに、後期中等教育段階まで含めて、職業訓練を不十分にしか、または全く受けないで学校を離れる青少年が毎年25万人と推定されている。そこで1979年6月6日の閣議で了承された「交互訓練」(formations alternées)の構想が進められることになった。これはいわゆるサンドイッチ方式である。同年7月16日付の通達では企業での教育の組織について定めている。技術・経済・社会の進展の激しい現代社会では、活動的生活とくに職業生活の実際面に学校を開くことが大切であり、その具体的方策、企業での学習訓練の方式、教員や生徒の勤務や通学の態様などについての方針を示したものであ

る。

この青少年の職業訓練の強化のため、全国職業訓練・プロモーション・ソーシャル・雇用審議会が具体案を検討し、1980年12月22日の会合に提出された「1981～85年の青少年職業訓練5か年計画」が注目される。その柱は、①すべての青少年に適切な職業訓練を保証する、②青少年の職業接近を容易にする、③受ける職業訓練と社会経済的需要とを関連づける、の3点におかれている。

3 職業教育以外の領域の活動

職業技術教育関係以外の主な活動領域としては、教養の普及、体育・スポーツ、両親教育 (*école des parents*)、レクリエーションなどがある。また、生涯教育活動の主体としての民間団体運動と公共機関の関与ないし助成の問題、青年の家や文化の家・図書館などの施設、そして指導者の養成・配置・活動の問題、さらには大学の開設ないし協力するものなど、最近のフランスの生涯教育にはいくつかの特色がある。

勤労青少年を含めた一般社会人を対象とし、あるいは広く学校教育以外の教育的諸活動の領域に関係する施設は、その主なものをあげてみると、企業体内の職員教育、労働組合や諸団体の教育活動、大学高等教育機関の関与するもの、図書館活動、通信教育、夏期休暇施設、キャンプ、各種スポーツ、青年の家や農村文化センターの活動、ボーイスカウト、学生団体などの青年運動、文化の家、青年宿泊所などの活動がある。

まず、各種企業体内部で行われる職員現職教育は、「体育活動センター」 (*centre d'activités physiques d'entreprises*) を含めて、その規模、水準において多様である。これらの活動は国からの補助援助をうけて、なかなか活発である。そして職員がこれら補習教育を受けるために十分な給与を支給されない場合には、国がその不足分を負担する措置などが実施されはじめている。

労働組合もまた独自の労働者教育機関をもち、さらに労働者教育協会や各

種の文化団体もそれぞれの施設で教育活動を行っている。これら団体の主なものに、全国青年の家連盟、労働者教育センター、労働者教育会(複数)、社会教育普及グループ、キリスト教労働研究普及会、非宗教団体連盟、非宗教青年宿泊施設連盟などがある。

成人教育の充実発展のために特に注目されるのは指導者養成の問題である。⁶⁴既に1966年当時に「体育・スポーツ地域センター」(CREPS)が全国で約20カ所設けられており、その後も拡充されているが、ここでは体育・スポーツの指導者だけでなく、演劇、映写技術、コーラス、民謡、ダンスなどの指導者の養成にも当たっている。これらの指導者が普通「アニマトゥール」(animateur)と呼ばれているが、この本格的養成はまだ始まったばかりである。1966年当時約2,000人いたが、1985年には5万人ほどが必要となると見込まれている。その養成を推進するため、1961年12月の「文化的休暇」に関する法律は、無報酬のアニマトゥールになる研修を受けようとする25歳以下の勤労者に対する1週間の特別休暇を認めた。

また、1964年8月の省令は「民衆教育主事」(conseiller d'éducation populaire)の国家免状の制度を定めている。これは、国が生涯教育の専門職員の養成に本腰を入れたものとして注目される。

アニマトゥールの養成について、文部省は1975年1月「継続教育のアニマトゥール」の職務・採用・養成訓練などに関する通達を出し、その整備に努めている。その養成のため「指導者養成統合センター」が既に72年度より設けられている(初年度5カ所)。養成期間は1カ年で、もとの身分は保持され、修了後2カ年勤務が原則であり、そのあと希望すればもとの職に復帰できるのが特色である。

4 成人教育の動向と課題

現在フランスの学校教育は、1975年のアビ改革(文相 Haby 名によって呼ばれている初等・中等教育の改革)が進行中である。とくに、学校を生活に開くこ

と、家庭との連けいを強めること、社会における各種の教育機関を重視すべきことなどが強調されている。

義務教育の終了はコレッジ（11～15歳の4年制）の修了が普通であるが、このコレッジの4年間を画一的に取扱うのではなく、このころから職業訓練の学習に力点を置いた方がふさわしい子どもたちには、それを正規の教育課程として履修させるべきだとする論も少なくない。後期中等教育のどのような型をこれらの子どもたちに用意すべきかという問題も当然残るわけである。

後期中等教育は、3年制の普通教育リセと2年制の職業教育リセとに再編成されつつあるが、当然多くのコース分けがある。どのような職業資格をめざすかによってその準備教育のコースの選び方が決まるのである。この後期中等教育は義務教育ではない。したがって在学していない青少年は、前述のプロモーション・ソシアルの制度などによって、同様な資格取得をめざす学習をすることができるわけである。

高等教育については、1968年以來のフォール改革によって国立総合大学の再編成が進められているが、そのほかの国立専門大学や私立の高等教育機関については何の改革も行われていない。そしてこの数年来の大きな課題となっているのは、大学卒業者の就職問題である。国立総合大学の学生数の急増と、専攻分野別の修了者と社会の受入れとの不均衡などにより、深刻な問題となっている。

そこで、大学で何らかの資格を取得しているといないとにかかわらず、成人としての青年に対して、新しい観点による何らかの職業教育の機会をととのえるべきことが論じられている。

そのための学習の機会としては、通信教育の手段がもっとも重視され、国立通信教育センターやテレビ・ラジオの放送番組が重要な役割を果たしている。国立通信教育センター（Centre National de Télé-Enseignement）は、通信教育を全国的に統轄している機関で、病弱者、学業遅滞者、遠隔地居住者、そして勤労青少年や成人のために、初級段階から大学程度までの教育の機会

を提供している。

国立通信教育センターは、大きな規模を持ち、青少年だけでなく学習意欲をもつ一般の成人にもその機会を提供している。第2次大戦終了時には約1,000人の在籍数であったものが1958年には45,000人に増加している。教育の段階は、取得しようとする職業資格別にみて、初等、中等、高等の三段階に分かれる。初等段階は職業適任証を、中等段階は職業証書、中級技術者免状を、高等段階は上級技術者免状、技師免状をそれぞれめざすものである。

表3 国立通信教育センター在籍者数
1978～79

専 攻 領 域	計
初等教育・前期中等教育程度	14,254
バカロレア資格（普通教育）	32,596
技術者バカロレア資格	9,170
職業適任証	8,245
職業証書	11,115
社会的活動	4,389
上級技術教育	22,850
大学第一期段階	3,592
中等教員免状	11,190
アグレガシオン資格	5,776
その他の教員資格	8,842
行政職の受験	22,865
教員現職教育	4,579
一般教養	32,640
語学	5,324
計	197,427

(Tableaux, 1980, p.521)

フランスで成人教育のひとつとして両親教育が注目される。家庭での子どもの教育を良く行うために、親としての心構えや必要な知識技術を得させようとするものである。全国家庭教育センター（C. N. P. F.）が中心となって両親学校（école des parents）の運動を進めている。これには国立社会教育研修所も実質的に援助活動を行っている。なお、両親教育運動は国際的にフランスを中心として活動しており、その国際組織も設けられている。

教育——といっても学校教育が

中心であるが——についてのまとまった情報資料を、学校や教員、そして子どもの父兄としての成人に対して提供し、ひいては成人のための教養向上に役立つものとして、国立教育研究所（I. N. R. P.）や国立教育資料センター（C. N. D. P.）がある。とくに注目されるのはこれらの出先機関として地方に組織されている地方教育資料センター（C. R. D. P.）の活動である。

なお、フランスが当面とくに課題としていると思われる点を付記すればつぎの如くである。まず、最近急増しつつある移入民の教育をめぐる問題である。従来移入民にはフランス語・フランス文化を身につけさせ同化させる方策をとってきたが、最近は必ずしも順調にはいかなかった。移入民の居住区では異質の生活様式をなかなか捨てない傾向が目立ち、これが一般の成人教育にも影響を及ぼしている。

つぎに、教科書の貸与制の成人教育への影響である。教科書の無償化が1980年度で前期中等教育まで完全に実施されたが、それに伴って教科書は給与制から貸与制になった。ほぼ4年間子どもが引継いで大事に使うことになっているので、教科書を家に持って帰る習慣がなくなったのである。子どもの教科書が家庭のなかの唯一の（あるいは数少ない）教養・文化の源であったといわれる多くの家庭の成人たちにとって、それを奪われてしまうことになったのである。

以上はやや極端な例ではあるが、フランスの成人教育において今後の課題の一つと考えられるのは、国際人としての成長をめざす組織的な努力がほかの国に比べて弱かったという点である。フランスの市民としてだけではなく、国際社会にほかの国の人びとと同じ立場で参加していくべきフランス人の育成が課題となると思われる。

〔注〕

- (1) 専門誌として「生涯教育」(季刊)が昭和44年に創刊された。(吉田正晴「フランスの生涯教育」(森隆夫編著「生涯教育」所収)昭和45年、ぎょうせい、P.200。
- (2) 佐藤(手塚)武彦「フランスにおける教育の機会均等と社会教育」(生活科学調査会編「日本の成人教育」所収)医歯薬出版、昭和36年。
- (3) 手塚武彦「フランスの生涯教育」(持田栄一ほか編「生涯教育事典」所収)ぎょうせい、昭和54年。
- (4) Actes du colloque national sur l'éducation., La Documentation Française, Tome I. 1973, p.116
- (5) 吉田正晴, 前掲論文, P.206。

- (6) Education permanente, reflexions prospectives ; Conseil de l'Europe, 1969, p.2
- (7) l'éducation, 1980, 12, 4, p.30
- (8) Unesco : Programmes d'études et éducation permanente, 1979
- (9) 手塚武彦「フランスにおける職業技術教育」(国立国会図書館, レファレンス 156号, 昭和38年。
- (10) 国立総合大学の積極的な関与については, 大学長会議の編集による「フランスの大学における継続教育の手引」(Guide de la formation continue dans les universités françaises) が最近刊行された。
- (11) 手塚武彦「フランス」(文部省編「諸外国の青少年教育」所収), 昭和39年。
- (12) Bulletin Officiel, 1979. 7. 26
- (13) Note du Secrétariat d'Etat, 1980, 12, 22
- (14) 手塚「フランスの生涯教育」前掲, P.56